

北播磨広域観光モデルコース体験ツアー及び フォトクチコミコンテスト事業委託仕様書

1 業務名

北播磨広域観光モデルコース体験ツアー及びフォトクチコミコンテスト事業委託

2 業務目的

北播磨広域観光協議会（以下「甲」という）では、北播磨地域を巡るモデルコース検索システムを、令和6年度にポータルサイト「ハートにぐっと北播磨」内に構築した。

その認知度向上とさらなる活用につなげるため、作成したモデルコースの体験ツアー及びフォトクチコミコンテストを複合した事業を実施することにより、モデルコースや観光スポットの魅力を発信し、北播磨地域への来訪を促進する。

3 委託費

金3,080,000円以内（消費税および地方消費税込み）

4 契約期間

（1）契約期間 契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

（2）全体スケジュール

期 日	内 容
10 月初旬	公募提案募集開始
10 月中旬	参加申込、質問締切
10 月下旬	企画提案書提出締切、公募提案審査会
11 月上旬	審査結果通知、受託者決定、契約締結
11 月上旬～2 月上旬	イベント事業開催、運用保守
2 月中旬～	賞品発送、実績データ分析
～3 月 10 日	実績報告書提出、データ分析報告

5 業務概要

- （1）モデルコース体験ツアーの実施・運営
- （2）フォトクチコミコンテストの実施・運営
- （3）広報
- （4）問合せ対応
- （5）集計・分析
- （6）賞品の調達と発送

6 業務内容

(1) モデルコース体験ツアーの実施・運営

北播磨の魅力あるスポットを巡ることができるモデルコースを、インフルエンサーとともに体験できるツアーを実施する。以下の事項に即して実施すること。

ア 実施期間・回数

令和7年11月下旬～1月下旬の間に、ツアーを1回以上実施すること。

イ 参加対象者

一般観光客を対象に実施。

ウ 参加人数

各回20～40名程度を想定。

エ 内容

(ア) 体験するモデルコースは、令和6年度に甲が作成したコースのうち、日帰りプランのコースを使用すること

(モデルコース一覧：<https://www.kita-harima.jp/course/>)。

(イ) 影響力のあるインフルエンサーが同行し、参加者と交流しながら独自の配信も可能とすること。

(ウ) ツアーの発着点については、甲と協議の上、決定すること。

オ 広報

多くの参加者が得られるような広報を実施すること。

カ 参加費

参加者からのツアー代金は、多くの参加が得られるような価格設定で企画し、ツアー経費の一部に充当すること。

キ アンケート

参加者に対してアンケートを行い、集計・分析の上、結果を速やかに報告すること。

(2) フォトクチコミコンテストの実施・運営

モデルコースを巡って撮影した写真、感想コメント（クチコミ）を募集し、コースの魅力が伝わる優秀作品に賞を授与するコンテストを実施する。以下の事項に即して実施すること。

ア 実施期間

令和7年11月下旬～2月上旬に実施すること。

イ ターゲット

兵庫、大阪、京都を中心とする関西在住者

ウ 内容

(ア) 応募方法

a 参加者がSNS上で写真や感想コメントを投稿し、審査結果に応じて景品を獲得できるコンテストを実施すること。

b SNSを利用してコンテストを実施すること。使用するSNSはInstagram (<https://www.instagram.com>) とすること。

c ハッシュタグ等のコンテストへ参加意思が分かる表記、作品への思いやコメント及び撮影場所が分かる情報を付してSNS上に作品を投稿する。具

体的なハッシュタグ等の内容や撮影場所に関する表記方法は、甲と協議の上、決定する。

- d 応募方法や審査対象、注意事項や禁止事項などについてまとめた応募要項を定め、後述の専用特設 WEB サイト等を通じて一般に周知すること。応募要項の内容は、甲と協議の上、決定する。

(イ) 審査対象

以下のいずれかに関連し、上記の実施期間内に投稿された写真を応募作品として受付ける。撮影日の制限は設けないこととし、応募者本人以外が撮影した写真の投稿はコンテストの審査対象外とする。居住地等に応じた撮影者の応募資格の制限は設けない。

- a モデルコースの魅力やポジティブ要素（快適さ、豊かさ、楽しさ、充実感など）が伝わる写真（観光スポット、飲食店、歴史・文化施設、風景・街並み等）。
- b 甲が業務目的に照らしてふさわしいと判断した写真。

(ウ) 審査結果発表

入賞作品は後述の SNS アカウント及び専用特設 WEB サイトを通じて発表すること。

(エ) コンテストの運営

- a コンテストに関する問合せ、運営等の事務処理を行うこと。
- b 写真・クチコミの審査方法に関しては、請負業者（以下「乙」という。）と甲が協議して決定する。
- c 審査結果を踏まえ入賞作品を選出し、SNS のダイレクトメッセージ機能等を通じて、応募者へ入賞した旨を伝えること。また景品の発送に必要な個人情報を収集する際は、入賞者の同意を得た上で、個人情報保護法及び同法施行令に則るとともに、収集した情報を適切に管理し、本事業以外の目的で収集した情報を利用しないこと。

(オ) SNS アカウントの媒体

フォトクチコミコンテストの運営や情報発信は、下記 a～c のうち、いずれかの Instagram アカウント及び TikTok アカウントを使用すること。

- a 当事業専用公式アカウント
- b 乙が運営する既存のアカウント
- c 甲が運営する既存のアカウント「北播磨広域観光協議会」
ただし、c について、甲が保有しているアカウントは Instagram のみである。

(カ) SNS アカウントの管理運営

- a 投稿頻度

乙は投稿内容と投稿頻度を定めた投稿スケジュールについて、アカウント稼働前に甲に提案し、承認を得ること。

b 投稿内容

以下の内容について投稿をすること。

- (a) フォトクチコミコンテストに関する告知や広報
- (b) フォトクチコミコンテスト応募作品の紹介
- (c) モデルコースや観光スポットの紹介
- (d) 北播磨広域観光協議会に関する情報発信
- (e) その他甲が必要と認めた内容

c 問合せ対応

SNS 上のダイレクトメッセージ機能等でアカウント宛てに問合せ等があった場合は、後述する専用窓口に誘導すること。

d 実施期間

本業務の契約期間とする。ただし、アカウント稼働までの準備期間を含むこととし、アカウント稼働開始までのスケジュールは、甲と協議の上、決定すること。

e アカウント管理

乙は契約終了後のアカウントの取扱いについて甲と協議し、承認を得ること。

(3) 広報

ア 効果的な周知が図られるよう、下記の PR ツールを作成し、見たものが参加したくなるような魅力的なデザインとすること。

(ア) チラシ (A4 版)

- a モデルコース体験ツアー用 1,000 部程度
- b フォトクチコミコンテスト用 1,000 部程度

(イ) 専用特設 WEB サイト

以下の情報を掲載した専用特設サイトをデザイン提案して構築すること。また、本事業を連想しやすい専用ドメインを乙が提案して取得する他、乙のホームページ内等での作成も可とする。なお、専用ドメインを取得する場合は、本事業の完了後 1 年間、乙の責任でドメインを保持し続けること（ドメイン保持にかかる費用は乙が負担する）。

- a 開催概要（使い方、参加方法、注意事項、FAQ、問合せ先等）を作成すること。
- b コースやスポット一覧（一覧に記載する内容：名称、概要、写真、位置図、アクセス案内等）

ただし、既存のサイト「ハートにぐっと北播磨」内の「モデルコース」コンテンツの活用も可。

- c 交換景品情報
- d 応募要領（禁止事項などの注意事項を含む）
- e その他、甲と乙が協議の上、決定した事項。

イ ア（ア）は乙が各所へ送付作業を行うこと。なお、送付リストは甲から提供する。

ウ その他、テレビやラジオ放送、新聞折り込み、SNS 広告等、効果的な広報を行うこと。

（４）問合せ対応

ア 専用窓口を開設し、専用の電話窓口の設置及び専用メールアドレスを取得すること。それ以外の手法については、甲と協議し、参加者の利便性に配慮すること。

イ 窓口の対応期間は、６（１）及び（２）の実施期間の土日祝日を除く平日とし、対応時間帯は午前９時～午後５時までとする。対応時間帯を変更する場合は、甲と協議の上、決定すること。

ウ 対応が困難な問合せは、甲と協議の上、対応を決定すること。

エ 問合せ内容・対応結果の記録管理を行い、甲が求めた場合は随時提示すること。

（５）集計・分析

集計や分析を随時行い、甲が求めた場合はデータを提供すること。提供時期やデータの種類については、甲と協議の上、決定すること。

（６）賞品の調達と発送

以下の項目の内容を踏まえ、甲と協議の上、フォトクチコミコンテストにかかる賞品の選定、購入及び発送を実施すること。

ア 賞品の発送に必要な個人情報は、審査結果を入選者へ通知する際に収集し、入選時の連絡と発送にのみ利用すること。加えて、本業務を遂行する上で、必要最低限の個人情報のみを収集すること。また、収集した個人情報の使途について、参加者がイベント参加前に確認できるよう、専用ホームページ等で周知を徹底すること。

イ 賞品に係る費用（商品代、梱包費、発送費等）は、本事業委託に含む。

７ コンテンツ作成時の留意点

稼働前に操作テストを行い、動作確認を実施すること。

８ 成果品

乙は、事業完了から 10 日以内に、速やかに業務完了報告書を提出すること。

（１）実績報告書

以下を報告の事項とする。原則として A4 版・両面印刷とすること。

ア 委託業務の実施内容

イ 参加者数の集計結果と分析結果

ウ 事業参加者の反応等の集計結果と分析結果

エ その他甲が指示するもの

- (2) 成果物や広報で作成したチラシなど甲が求める電子データ（PDF 及び AI データ）

9 注意事項

- (1) 本業務内容は、協議により追加、修正、削除することがある。
- (2) 契約後においても開催を中止・変更する場合がある。中止・変更時の精算・契約変更等の対応については、乙が代替措置について速やかに甲へ提案し、協議の上で定める。なお、開催中止となった場合は、甲が本業務委託に係る内容変更または精算に係る事務の参考とするため、乙は甲から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した本業務に関する費用について積算したものを、甲の指示する日時までに提出すること。
- (3) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、事前に甲の承諾を得ること。
- (4) 委託料には、二次利用などデザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用を含む。
- (5) 本業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法及び同法施行令に則り適切に管理すること。
- (6) 乙は、この仕様書に基づき、適宜、甲と連絡を取りその指示に従うこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は、甲及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。なお、甲と乙とは、適宜必要に応じて協議を実施することとし、必要に応じて関係者も参加の上で行う。
- (8) 乙が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用は負担しない。
- (9) 備品（1品10万円以上）の調達についてはリースまたはレンタルによること。
- (10) 本業務に係る経理については、他の事業と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し、事業終了後5年間保存すること。
- (11) 乙が消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。
- (12) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、甲が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。
- (13) 事故・損害等の対策・対応については、第一義的には乙において対応すること。
- (14) 乙は、委託業務の実施において不明な点が生じたときは、その都度甲と協議を行い、委託業務の円滑かつ適切な実施に努めること。